

【中野区】

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定

昭和 50 年 4 月 1 日 告示第 24 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項の規定により、次のように道路を指定する。

- 1 建築基準法施行の際(以下「基準時」という。)現に存在する幅員 4 メートル未満 2.7 メートル以上の道で、一般の交通の用に使用されており、道路の形態が整い、道路敷地が明確であるもの
- 2 旧市街地建築物法(大正 8 年法律第 37 号)の規定により、昭和 5 年 1 月 1 日以降指定された建築線(非常用建築線を除く。)間の道の幅員が 4 メートル未満 1.8 メートル以上のもの
- 3 基準時において、現に存在する幅員 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道で、一般の交通に使用されており、その中心線が明確であり、基準時に、その道のみ接する建築敷地があるもの。ただし、その道の延長が 35 メートル以上の袋地状の道で、避難又は通行の安全上、その道の周囲の土地の状況等により、終端付近に通り返り道路の位置指定、自動車回転広場、非常用通路等いずれかの設置を必要と認める状態にある場合で、別に指定した部分を除く。
- 4 前号ただし書にいう道の部分で、当該ただし書に規定する必要と認める措置を完了したものは、この告示により指定した道路とみなす。

【東京都】

建築基準法第四十二条第二項の規定に基づく道路の指定

昭和 30 年 7 月 30 日 告示第 699 号

昭和二十五年十一月東京都告示第九百五十七号(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第二項の規定に基づく道路の指定)の全部を次のように改正する。

- 一 建築基準法第三章の規定が適用されるに至つた際(以下「基準時」という。)現に存在する幅員四メートル未満二、七メートル以上の道で、一般の交通の用に使用されており、道路の形態が整い、道路敷地が明確であるもの。
- 二 旧市街地建築物法(大正八年法律第三十七号)の規定により、昭和五年一月一日以降指定された建築線(非常用建築線を除く。)間の道の幅員が四メートル未満一、八メートル以上のもの。
- 三 基準時において、現に存在する幅員四メートル未満一、八メートル以上の道で、一般の交通に使用されており、その中心線が明確であり、基準時に、その道のみ接する建築敷地があるもの。ただし、その道の延長が三十五メートル以上の袋地状の道で、避難または通行の安全上、その道の周囲の土地の状況等により、終端付近に通り返り道路の位置指定・自動車回転広場・非常用通路等いずれかの設置を必要と認める状態にある場合で、別に指定した部分を除く。
- 四 前号ただし書にいう道の部分で、当該ただし書に規定する必要と認める処置を完了したものは、この告示により指定した道路とみなす。